

令和 4 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

目 次

	頁
議案第 98 号 堺市個人情報の保護に関する法律施行条例……………	3
議案第 99 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第 100 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例……………	15
議案第 101 号 堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例……………	17
議案第 102 号 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の 使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会 議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公 営に関する条例の一部を改正する条例……………	25
議案第 103 号 工事請負契約の締結について [堺消防署庁舎改修ほか工事]……………	29
議案第 104 号 指定管理者の指定について [堺市立男女共同参画センター]……………	35
議案第 105 号 町の区域の変更について……………	41
議案第 106 号 大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について……………	45
議案第 107 号 当せん金付証票の発売について……………	49
議案第 108 号 市道路線の認定及び廃止について……………	51
議案第 109 号 大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意に ついて……………	77
議案第 110 号 八田荘村大字家原寺・踞尾村共有地処分について……………	83
報告第 16 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について……………	87
報告第 17 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について……………	91
報告第 18 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について……………	95

令和4年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年11月28日

堺市長 永藤英機

- 議案第 98 号 堺市個人情報保護に関する法律施行条例
- 議案第 99 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 100 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 101 号 堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例
- 議案第 102 号 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 103 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 104 号 指定管理者の指定について
- 議案第 105 号 町の区域の変更について
- 議案第 106 号 大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について
- 議案第 107 号 当せん金付証票の発売について
- 議案第 108 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 109 号 大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の同意について
- 議案第 110 号 八田荘村大字家原寺・踞尾村共有地処分について
- 報告第 16 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 17 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 18 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市個人情報保護に関する法律施行条例

堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

（個人情報取扱事務の届出）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合における変更事項についても、また、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の主な収集先
- (7) 個人情報の目的外の利用及び提供の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務
- (2) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

(3) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

(4) 物品若しくは金銭を送付し、若しくは受領し、又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付(同項の行政機関等が定める方法を含む。)を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正及び利用停止の請求)

第7条 法第90条第1項各号に掲げる保有個人情報以外の自己を本人とする保有個人情報

報（市長が別に定めるものを除く。）については、その内容が事実でないと思料する場合にあっては同項の規定による訂正の請求の例により、法第98条第1項各号のいずれかに該当すると思料する場合にあっては同項の規定による利用停止の請求の例により、実施機関に対してその訂正又は利用停止の請求をすることができる。

（訂正決定等の期限）

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第9条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（利用停止決定等の期限）

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第11条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項

を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
（個人情報保護審議会）

第13条 次に掲げる事務を行うため、堺市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項又は堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問（第17条及び第23条において単に「諮問」という。）に応じ、調査審議すること。

(2) 次項又は議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、審議すること。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の

細則を定めようとする場合

- 3 審議会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運営に係る事項について、実施機関及び議会に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第14条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 5 委員に支給する報酬の額は、月額13,500円とする。

(部会)

第15条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第16条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(審議会の調査権限)

第17条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関並びに議会及び本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要

な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第18条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第19条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第20条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条第1項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項の規定により調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第21条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(調査審議手続の非公開)

第22条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第24条 法及びこの条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第25条 第14条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は5

〇〇, 〇〇〇円以下の罰金に処する。

- 2 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に開始されている個人情報取扱事務（実施機関に係るものに限る。）で、改正前の堺市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定による届出がなされているものについては、改正後の堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定による届出がなされた個人情報取扱事務とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項に規定する実施機関の職員若しくは職員であった者、同条第3項に規定する派遣労働者若しくは派遣労働者であった者又は旧条例第11条第3項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第3条第2項及び第3項並びに第11条第3項の規定に基づく義務については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第12条又は第23条から第25条の2までの規定に基づきなされている旧個人情報（旧条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。）等の開示、訂正、削除及び中止の請求については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第35条第1項の規定により置かれている堺市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に委嘱されている者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第14条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該審議会の委員としての任期は、旧審議会における委員の残任期間とする。
- 7 施行日前に旧条例第32条第1項の規定により旧審議会に対してなされた諮問であって、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないもの及びこれに係る旧条例の規定に基づきなされた調査、審議その他の手続については、法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問及びこれに係る新条例又は議会個人情報保護条例の相当規定

に基づきなされた調査、審議その他の手続とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第36条第4項の規定に基づく義務については、なお従前の例による。

9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 前項の規定は、本市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(堺市暴力団排除条例の一部改正)

11 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「収集及び提供」を「取得等」に改め、同条第1項中「堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）第2条第4号」を「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号）第2条第2項」に改め、「規定する実施機関」の次に「（議会を含む。以下同じ。）」を加え、「同条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「収集する」を「取得し、及び保有する」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得し、及び保有した」に改める。

堺市個人情報保護条例の全部改正について

1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体の機関（議会を除く。）が法の適用対象となることに伴い、法の施行について必要な事項を定めることとし、本条例の全部改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市PFI事業検討委員会の項の次に次のように加える。

堺市梅・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会	梅・美木多駅前再編整備における公共施設用地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
----------------------------------	--	------	-----------------------------

別表の第1項の表堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会の項委員の定数の欄中「9人」を「14人」に改め、同項の表堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会	水賀池公園において公募対象公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項に規定するものをいう。）の設置等を行わせる事業者及び公園施設等の管理を行わせる指定管理者の候補者並びに水賀池公園の市有地活用事業に係る事業者の選定に関する事項についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者等が選定される日まで
---------------------	--	------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 榑・美木多駅前再編整備における公共施設用地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）について、堺市立町家歴史館の指定管理者制度導入等により、委員会の委員の定数を見直すこととし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 水賀池公園において公募対象公園施設の設置等を行わせる事業者及び公園施設等の管理を行わせる指定管理者の候補者並びに水賀池公園の市有地活用事業に係る事業者の選定に関する事項についての審議及び審査に関する事務を行うため、堺市水賀池公園活用等事業者等選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「300円」の次に「（端末機による申請に基づく交付にあつては、150円）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

端末機を利用した戸籍の附票の写しの交付を開始するに当たり、当該交付に係る手数料を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

令和5年1月1日から施行するものであること。

堺市立町家歴史館条例の一部を改正する条例

堺市立町家歴史館条例（平成21年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「において」を削り、同条第4号中「必要な」を「市長が必要と認める」に改める。

第10条を第30条とし、同条の前に次の10条を加える。

（資料等の寄贈又は寄託）

第20条 市長は、歴史館の運営上必要があると認めるときは、資料等の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた資料等が天災その他不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、本市はその責めを負わない。

（指定管理者による管理）

第21条 市長は、歴史館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に歴史館の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第22条 前条の規定により指定管理者に歴史館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）使用の許可その他の歴史館の運営に関する業務（第5条に規定する特別利用の許可を除く。）
- （2）第3条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
- （3）歴史館の建物、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、歴史館の運営上、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第23条 市長は、第21条の規定により指定管理者に歴史館の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の

状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実に安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できると。
- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件
(公告)

第24条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第26条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第25条 市長は、歴史館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により歴史館の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じて、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第27条 市長は、歴史館の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額（附属設備そ

の他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

- 3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。
- 4 歴史館の利用をしようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。
- 5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（管理の基準）

第28条 歴史館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可等は、第8条、第9条及び第11条の規定の例により行うこと。
 - (2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。
 - (3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。
- 2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者に係る損害の賠償）

第29条 指定管理者は、故意又は過失により歴史館の建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第9条中「損傷し」を「破損し」に改め、同条を第19条とし、第8条を第18条とする。

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

第7条を第17条とし、同条の前に次の9条を加える。

(使用の許可)

第8条 町家歴史館山口家住宅（主屋、西土蔵及び北土蔵に限る。以下「対象施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象施設の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。

3 市長は、対象施設の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(使用期間)

第9条 対象施設を連続して使用することができる期間は、次のとおりとする。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 主屋 1日

(2) 西土蔵及び北土蔵 14日

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 対象施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) 第8条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則その他の規程に違反したとき。

(3) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

- 2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の制限若しくは停止又は退館によって使用者に損害が生じて、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備の設置)

第12条 使用者は、対象施設の使用に当たって、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、対象施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

- 3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

- 4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第13条 使用者は、使用期間中その使用に係る建物、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 使用の許可に係る建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、対象施設の使用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、使用した建物、附属設備その他器具備品等を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。

- 2 第12条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

(使用料等)

第15条 使用者は、別表第3に定める額の範囲内において市長が定める使用料を前納しなければならない。

- 2 使用者は、市長が定める使用料を前納して附属設備を使用することができる。

3 前2項の使用料は、市長において特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

4 第6条及び第7条の規定は、使用料について準用する。

(保証金)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特別利用の許可等)

第5条 歴史館の資料等の熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

別表第1に次のように加える。

町家歴史館井上関右衛門 家住宅	堺市堺区北旅籠町西1丁	堺市指定有形文化財
--------------------	-------------	-----------

別表第2中「第4条関係」を「第4条、第27条関係」に改め、同表に次のように加える。

町家歴史館井上関右衛門家住宅	600円
----------------	------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第15条、第27条関係)

区分	単位	使用料
主屋	1時間	15,940円
西土蔵	全日	3,090円
北土蔵	全日	4,190円

備考

1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、この表に定める使用料の5割以内において市長が定める額を当該使用料に加算する。

- 2 西土蔵及び北土蔵にあつては、冷暖房装置を使用するときは、この表に定める使用料の2割以内において市長が定める額を当該使用料に加算する。
- 3 許可を得て、規則で定める開館時間（当該開館時間とは別に、対象施設を使用できる時間を定める場合は、当該使用できる時間）を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、この表に定める使用料（前2項の規定を適用する場合にあつては、これらの規定により算定した加算額を当該使用料に加算した額とする。）の額（西土蔵及び北土蔵にあつては、当該使用料の額の2割以内において市長が定める額）を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例による改正後の堺市立町家歴史館条例の規定の例により行うことができる。

堺市立町家歴史館条例の一部改正について

1 改正の趣旨

本市の文化財である歴史的建造物の保護及び保存並びにその活用を図るため、次に掲げる改正等を行うものであること。

- (1) 堺市立町家歴史館（以下「歴史館」という。）として、新たに堺市指定有形文化財井上関右衛門家住宅を指定するための所要の改正
- (2) 町家歴史館山口家住宅（主屋、西土蔵及び北土蔵に限る。）の使用の許可を行うこととし、これに伴う所要の改正
- (3) 公の施設である歴史館について、その利用者のサービス向上を図り、効率的かつ効果的な管理運営を図るため、これに指定管理者制度を導入するための改正
- (4) 歴史館に所蔵する資料等の充実及び有効活用のため、資料等の寄贈又は寄託等について定める改正

2 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものであること。

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する 条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における 選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部 を改正する条例

(堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用の」を「使用に係る」に改める。

第4条の見出し中「使用の」を「使用に係る」に改め、同条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の見出し及び第6条の見出し中「使用の」を「使用に係る」に改める。

第9条の見出し中「作成の」を「作成に係る」に改め、同条中「委員会」を「市委員会」に、「その者」を「当該ポスターの作成を業とする者」に改め、同条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「1円と」を「、1円と」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「262,530円及び310,500円」を「270,655円及び316,250円」に改める。

第10条の見出し中「作成の」を「作成に係る」に改める。

第11条中「委員会」を「市委員会」に改める。

(堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「作成の」を「作成に係る」に改める。

第4条の見出し中「作成の」を「作成に係る」に改め、同条第1号中「7円51銭」

を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375, 500円」を「386, 500円」に、「1銭と」を「、1銭と」に改める。

第5条の見出し中「作成の」を「作成に係る」に改め、同条中「1円と」を「、1円と」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用 自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する 条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における 選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部 改正について

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額の見直しを行うこととし、次の条例について所要の改正等を行うものであること。

- (1) 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成5年条例第13号)
- (2) 堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成20年条例第14号)

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 堺消防署庁舎改修ほか工事
- 2 工事概要 庁舎改修ほか工事
庁舎棟改修 鉄筋コンクリート造地上4階建
延べ面積 1,712.38㎡
車庫棟増築 鉄骨造平屋建
延べ面積 247.2㎡
訓練棟新築 鉄筋コンクリート造地上4階建
延べ面積 120.68㎡
ポンプ室新築 鉄骨造平屋建
延べ面積 4.72㎡
屋外附帯
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方 堺土建株式会社
代表取締役 下川 好隆
- 4 契約金額 632,500,000 円
うち取引に係る消費税額等 57,500,000 円
- 5 仮契約の日 令和4年10月31日

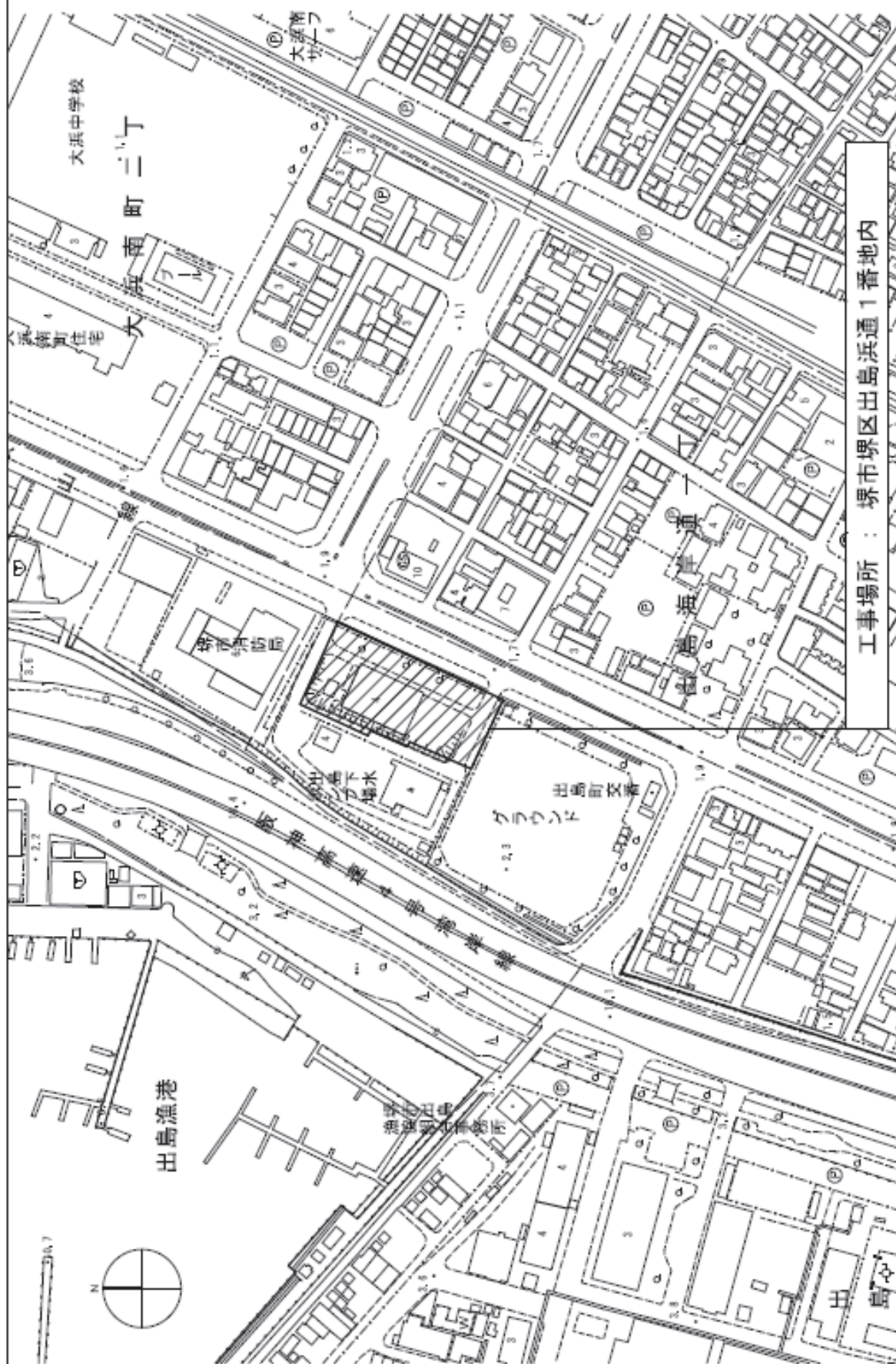
工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から
令和6年7月26日まで
- 3 入札執行日時 令和4年9月27日 午前10時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

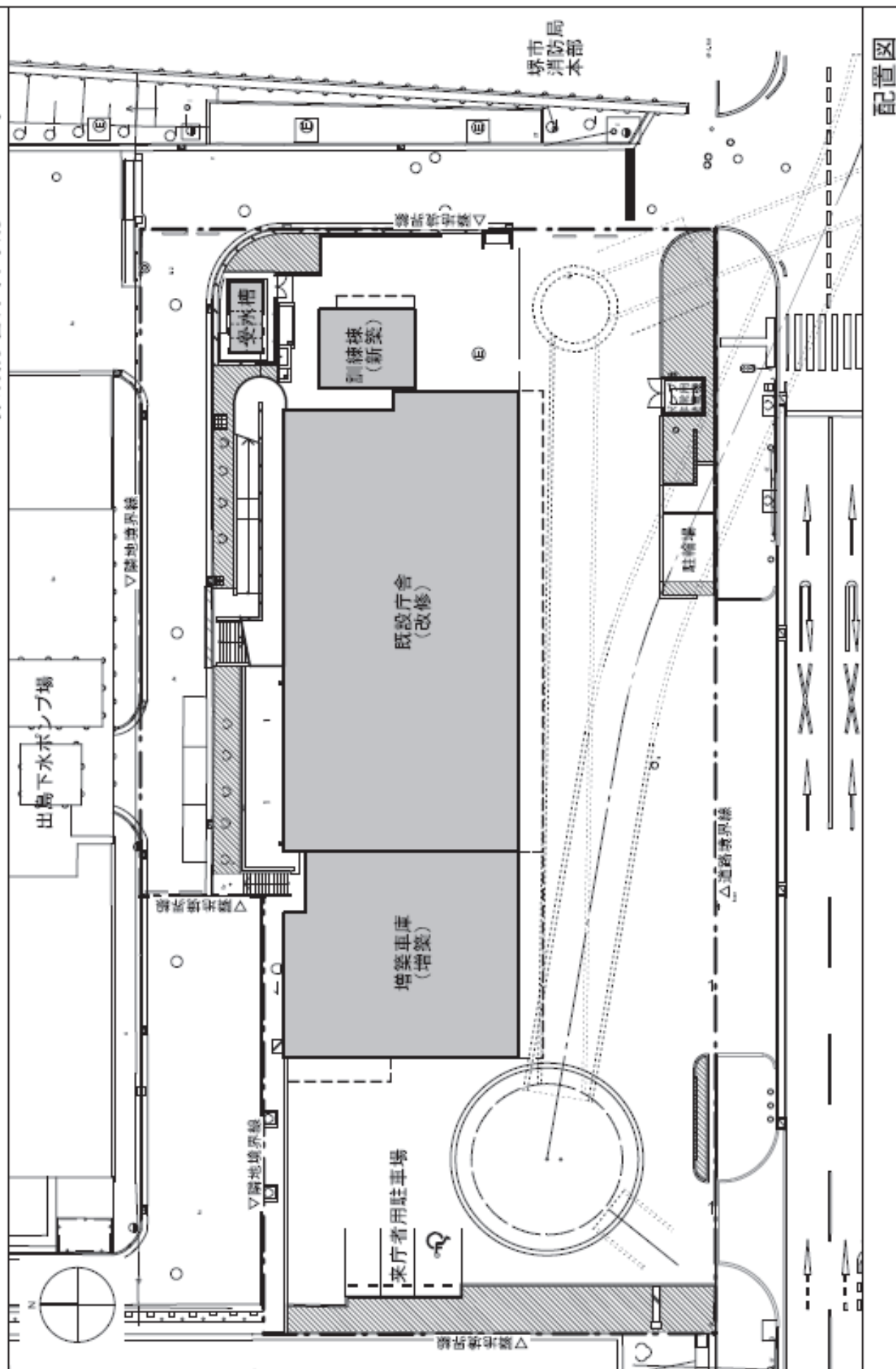
参 加 者	経 過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
株式会社山口工務店		109	524,980,000	20.762	低入札価格調査の結果、落札者とししない
堺土建株式会社		111	575,000,000	19.304	落札（低入札価格調査の結果）
株式会社橋爪工務店		111	577,000,000	19.237	
株式会社イズミクス		104.5	586,500,000	17.817	
建真・泉宏建設 建設工事共同企業体		105.5	595,958,000	17.702	
株式会社源建設工業		109.5	621,000,000	17.632	
株式会社木綿麻建設		108	614,000,000	17.589	
日野建設工業株式会社		108	615,000,000	17.56	
高分子株式会社		106.5	639,250,000	16.66	
株式会社大森工務店		109.6	660,000,000	16.606	

(備考) 予定価格 637,633,000 円、調査基準価格 595,131,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10%に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



工事場所：堺市堺区出島浜通1番地内



指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立男女共同 参画センター	大阪府中央区東高麗 橋2丁目24番地メロ ディハイム高麗橋 205	コクリコさかい運営 共同事業体	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
	(代表団体) 大阪府中央区東高麗 橋2丁目24番地メロ ディハイム高麗橋 205	(代表団体) 株式会社セルボ彩	
	(他の構成団体) 堺市堺区築港南町2 番地堺第3区港湾福 祉会館	(他の構成団体) 株式会社大阪建物管 理	
	(他の構成団体) 堺市南区赤坂台1丁 14番1号	(他の構成団体) 有限会社南海ステー ジ	

[根 拠]

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

指定管理者の指定について

- 1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立男女共同参画センターの指定管理者としてコクリコさかい運営共同事業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績	選定方法
コクリコさかい運営共同事業体	令和 4 年 8 月 1 日	堺市立男女共同参画センターの管理運営	堺市立男女共同参画センターの管理運営を目的に設立された共同事業体である。	公募

3 選定の理由

堺市立男女共同参画センター条例（平成 30 年条例第 6 号）第 18 条第 1 項の規定により公募を行い、応募のあった 2 団体について堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会において同条例第 18 条第 3 項の選定要件に沿って審査を行った結果、当該団体が最も高い評価を得た。

当該団体は、本市の男女共同参画施策及び当該施設の管理運営について十分に理解し、また、利用者の立場に立ったサービスを提供しつつ、施設の効用を発揮させ、効果的かつ効率的な管理運営を行う能力を十分に有すると考えられることなどから、同条例に規定する要件に適合すると認められる。

以上のことから、堺市立男女共同参画センターの設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる団体であると総合的に判断し、選定したものである。

4 選定の経過

(1) 応募団体

①大阪市天王寺区上汐 5 丁目 6 番 25 号

コクリコさかい共同事業体

(代表団体)

大阪市天王寺区上汐 5 丁目 6 番 25 号

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

(他の構成団体)

大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 30 号

グローブシップ株式会社大阪支店

②大阪市中央区東高麗橋 2 丁目 24 番地メロディハイム高麗橋 205

コクリコさかい運営共同事業体

(代表団体)

大阪市中央区東高麗橋 2 丁目 24 番地メロディハイム高麗橋 205

株式会社セルボ彩

(他の構成団体)

堺市堺区築港南町 2 番地堺第 3 区港湾福祉会館

株式会社大阪建物管理

(他の構成団体)

堺市南区赤坂台 1 丁 14 番 1 号

有限会社南海ステージ

(2) 選定経過

令和 4 年 7 月 21 日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会
(選定基準等の審議)

令和 4 年 10 月 18 日 堺市市民人権局指定管理者候補者選定委員会
(書類審査、面接審査、候補者の選定)

(3) 選定委員

委員長 弁護士 北嶋 紀子

委員 公認会計士 伊藤 一博

委員 大阪公立大学特任准教授 巽 真理子

委員 四天王寺大学准教授 田辺 昌吾

委員 同志社大学教授 中村 艶子

(4) 審査結果表

条例に定める指定の要件	審査項目	配点	コクリコ さかい共 同事業体	コクリコ さかい運 営共同事 業体
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 1 号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	40 点	31 点	34 点
(2) 事業計画を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 2 号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	40 点	36 点	29 点
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 3 号)	①利用者・利用者ニーズの把握 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重・男女共同参画の考え方 ④障害者等への考え方 ⑤広報・モニタリング計画	40 点	34 点	31 点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 4 号)	①休館日、開館時間の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③利用料金の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤非常時対策	40 点	33 点	34 点

(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 5 号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③男女共同参画の推進に関する業務の実施計画 ④相談事業の実施計画 ⑤男女共同参画の視点からの防災対策や災害対応の推進に関する業務の実施計画 ⑥自主事業の実施計画	120 点	89 点	88 点
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 6 号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	76 点	55 点	61 点
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市立男女共同参画センター条例第 18 条第 3 項第 7 号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等 (障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	44 点	22 点	27 点
合計点		400 点	300 点	304 点

町の区域の変更について

本市内の町の区域を次のとおり変更する。

1 変更の内容

- (1) 福田の区域を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- (2) 別図 2 に示すとおり、(1)において除いた区域を陶器北の区域に編入する。

2 施行期日

市長が定める。ただし、堺市東陶器小学校跡地土地区画整理事業の施行地区については、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日とする。

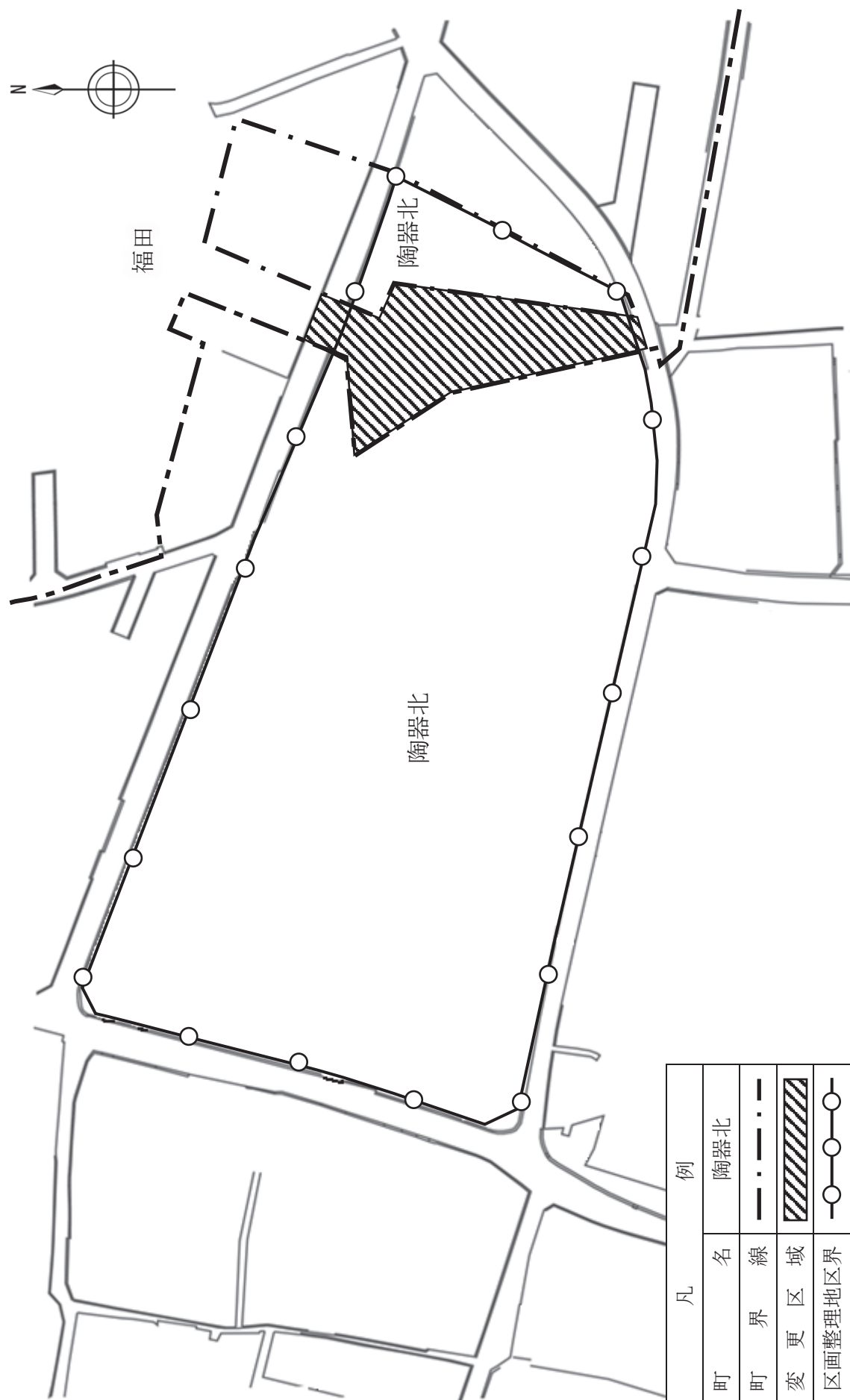
3 措置する理由

土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を合理的なものに整備する必要があるため。

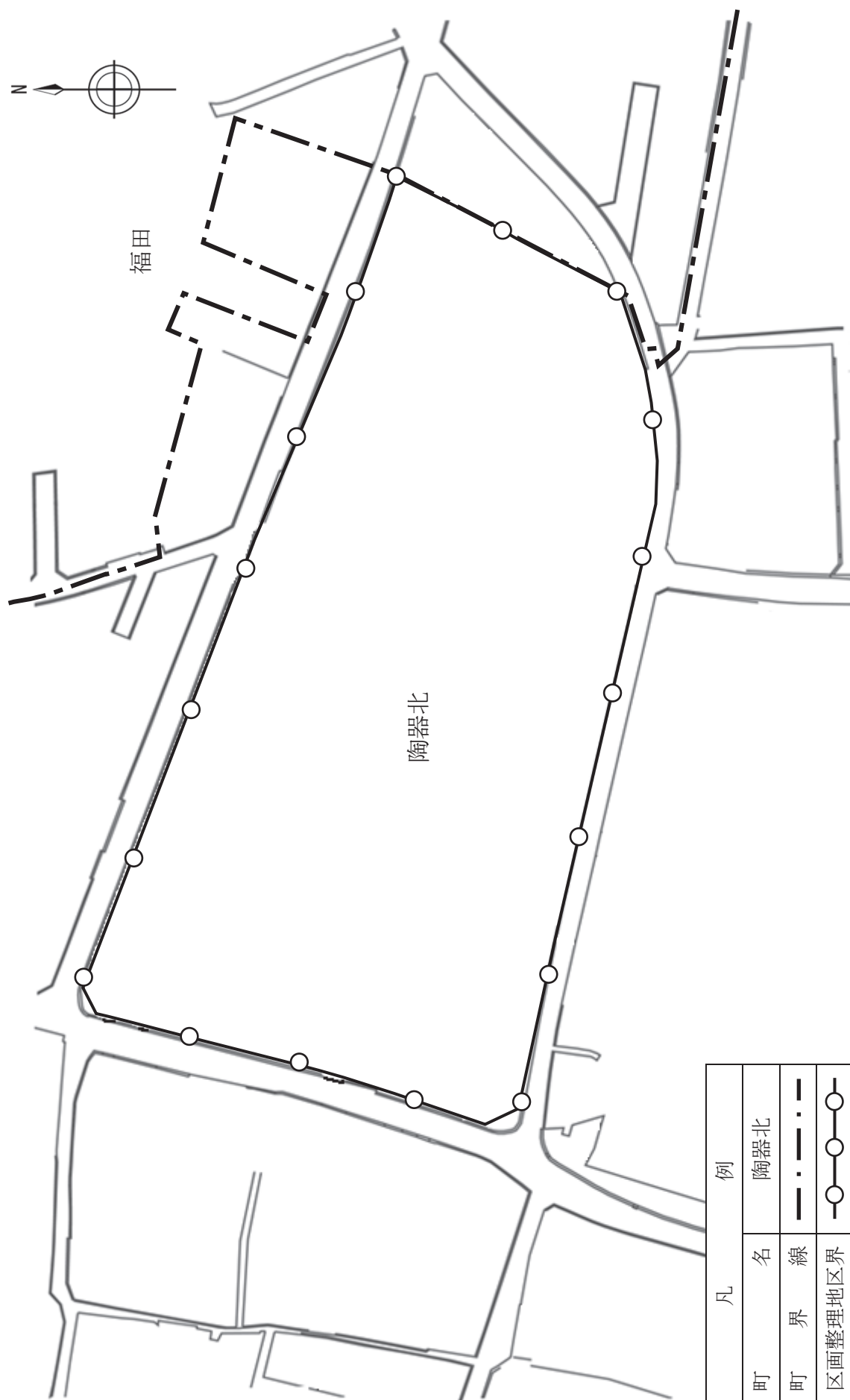
[根 拠]

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別図 1



別図 2



大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、大阪府都市競艇企業団規約を変更することについて協議する。

[根 拠]

地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和 27 年 8 月 11 日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第 1 条及び第 2 条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について

1 変更の趣旨

一般財団法人日本モーターボート競走会や一般財団法人 BOATRACE 振興会等の主導により、施行者をはじめ業界全体で名称を「ボートレース」に統一することが進められていることから、本市が構成市の一員である大阪府都市競艇企業団においても、名称を大阪府都市ボートレース企業団へ変更するものであること。

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、令和 5 年度において当せん金付証票を次のとおり発売する。

発売総額 70 億円以内

[根 拠]

当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
7217	松屋大和川緑町5号線	堺区松屋大和川通2丁31番3地先 堺区緑町3丁125番地先		土地区画整理 事業
7218	松屋大和川緑町6号線	堺区松屋大和川通2丁27番5地先 堺区緑町2丁63番1地先		〃
7219	松屋18号線	堺区松屋町1丁22番3地先 堺区松屋町2丁30番3地先		〃
885	南島海山2号線	堺区南島町5丁162番地先 堺区海山町5丁176番6地先		〃
597	金岡324号線	北区金岡町2362番5地先 北区金岡町2362番1地先		開発に伴う寄 付
287	土塔212号線	中区土塔町2313番20地先 中区土塔町2313番15地先		都市計画法第 39条による 帰属
1061	土師224号線	中区土師町2丁982番19地先 中区土師町2丁982番13地先		〃
1062	土師225号線	中区土師町5丁339番5地先 中区土師町5丁339番10地先		〃
7701	深井北55号線	中区深井北町709番5地先 中区深井北町709番1地先		〃
236	上野芝86号線	西区上野芝町6丁187番15地先 西区上野芝町6丁187番17地先		〃
736	鳳南69号線	西区鳳南町3丁179番1地先 西区鳳南町3丁179番3地先		〃
596	上85号線	西区上608番18地先 西区上608番28地先		〃
969	菱木241号線	西区菱木1丁2248番17地先 西区菱木1丁2248番20地先		〃
463	北余部90号線	美原区北余部254番1地先 美原区北余部248番4地先		〃
464	北余部91号線	美原区北余部326番24地先 美原区北余部326番16地先		〃

市道路線廃止調書

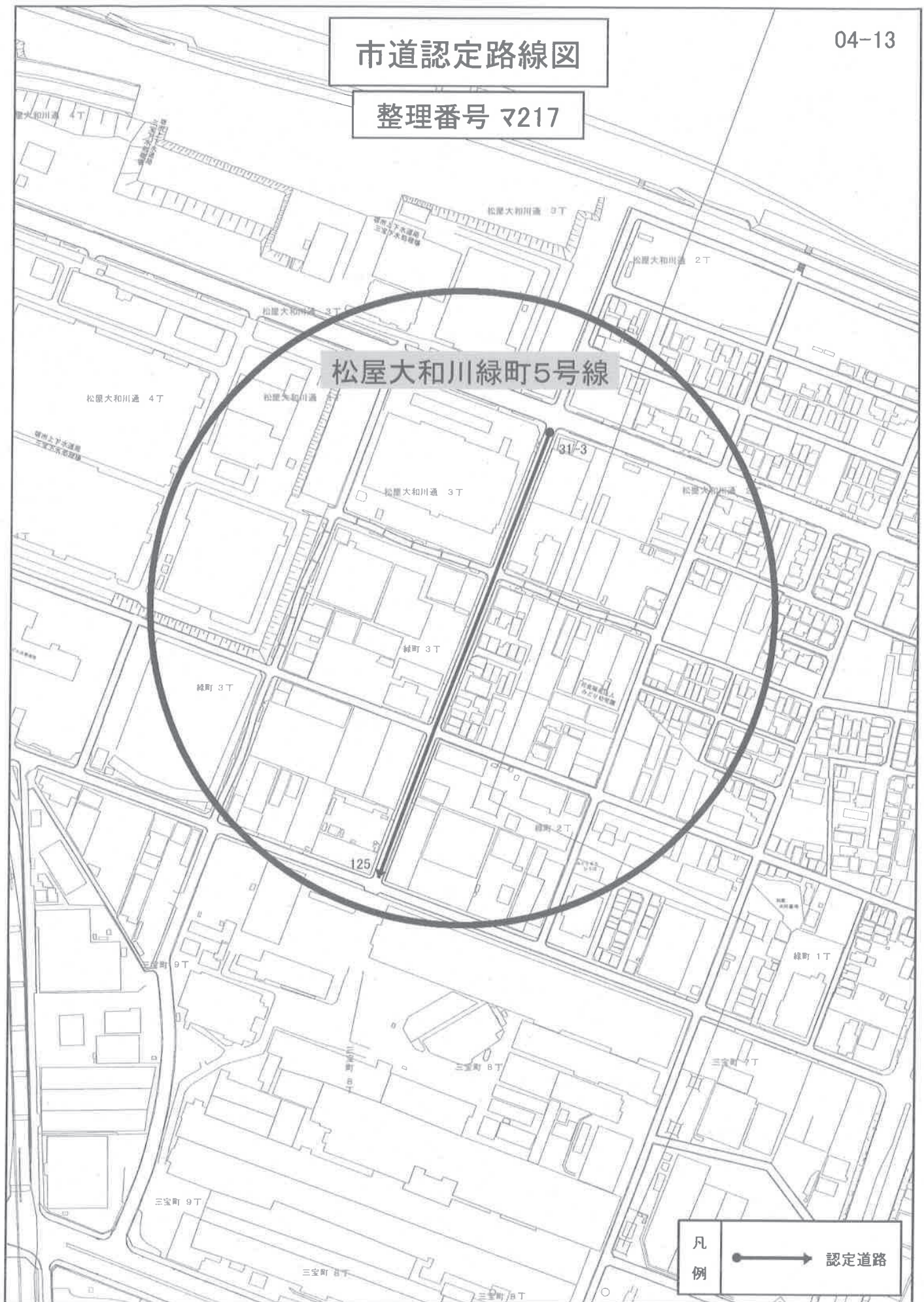
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
7007	松屋大和川緑町2号線	堺区松屋大和川通2丁124番地先 堺区緑町3丁125番地先		土地区画整理 事業
7008	松屋大和川緑町3号線	堺区松屋大和川通2丁89番地先 堺区緑町2丁63番地先		〃
7012	松屋大和川3号線	堺区松屋大和川通2丁124番地先 堺区松屋大和川通2丁85番地先		〃
7013	松屋大和川4号線	堺区松屋大和川通2丁123番地先 堺区松屋大和川通2丁61番地先		〃
7014	松屋大和川5号線	堺区松屋大和川通2丁108番地先 堺区松屋大和川通2丁47番地先		〃
7019	松屋4号線	堺区松屋町1丁29番地先 堺区松屋町2丁30番地先		〃
7057	松屋10号線	堺区松屋町1丁25番15地先 堺区松屋町1丁25番14地先		〃
7031	南島海山1号線	堺区南島町5丁74番地先 堺区海山町5丁176番地先		〃

市道認定路線図

04-13

整理番号 2217

松屋大和川緑町5号線



凡例
●→ 認定道路

市道認定路線図

04-14

整理番号 7218

松屋大和川通 3丁

松屋大和川通 2丁

松屋大和川通 1丁

松屋大和川通 1丁

松屋大和川通

松屋大和川緑町6号線

松屋大和川通 3丁

松屋大和川通 2丁

松屋大和川通 1丁

緑町 3丁

緑町 3丁

63-1

27-5

緑町 2丁

緑町 1丁

三宅町 8丁

三宅町 8丁

三宅町 7丁

三宅町 9丁

三宅町 8丁

三宅町 8丁

三宅町 7丁

凡
例



認定道路

市道認定路線図

04-14

整理番号 7219

松屋18号線



市道認定路線図

04-20

整理番号 885

南島海山2号線

162

176-6

凡
例



認定道路

市道認定路線図

26-11

整理番号 力597

金岡324号線

2362-5

2362-1

金岡町

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ト287

41-03

市立東百舌鳥小学校

土塔212号線

2313-20

2313-15

土塔町

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1061

34-11

百舌鳥
共同墓地

学園町

寿和寺

土師224号線

982-19

982-13

土師町 2 丁

凡
例

●→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1062

34-17

土師225号線

土師町 5丁

339-5

339-10

学園町

凡
例



認定道路

市道認定路線図

33-23

整理番号 7701

深井北55号線

709-1

709-5

深井北町

深井北町
ひたまり広場

深井北町
ほかほか
広場

深井

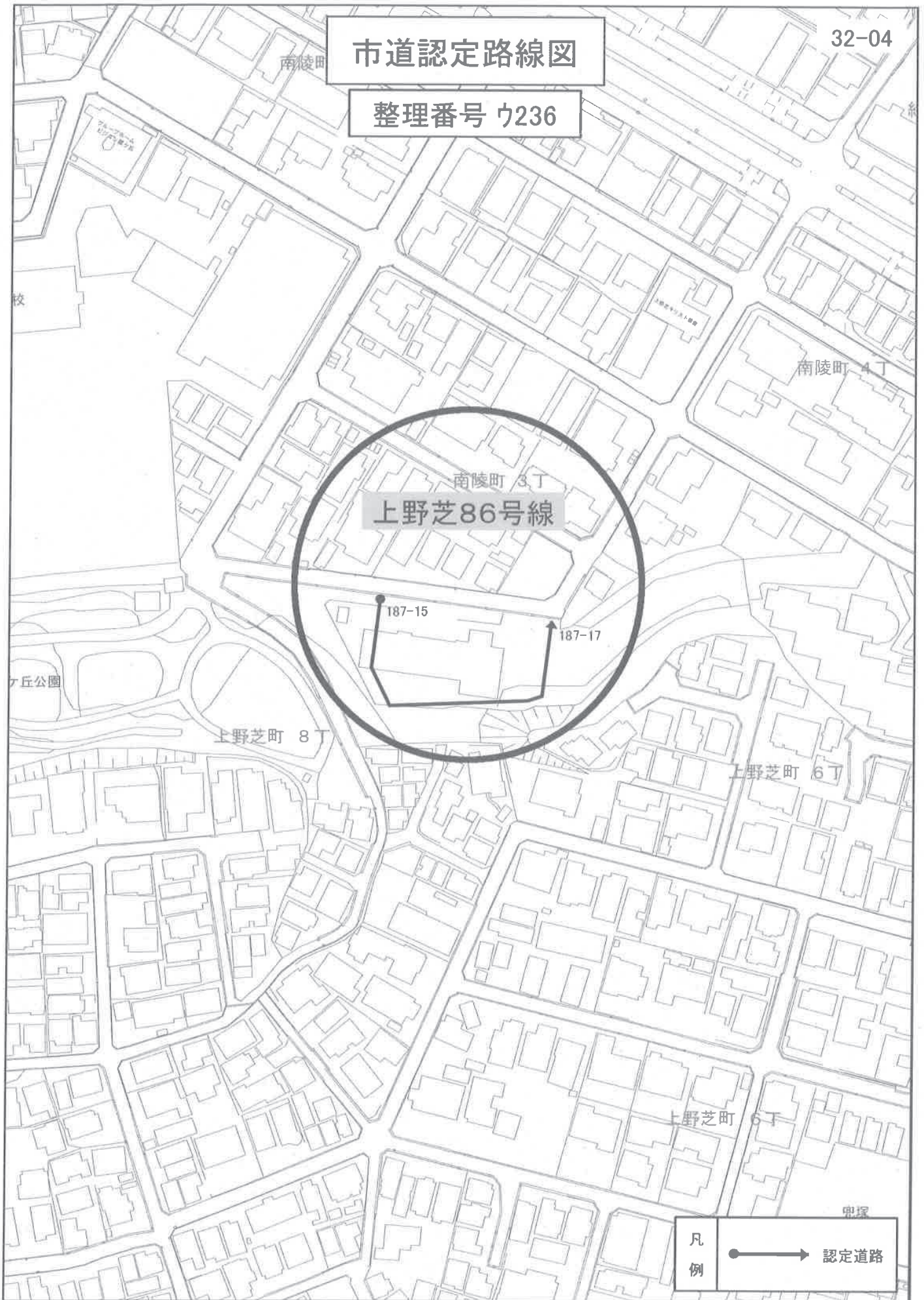
凡
例



認定道路

市道認定路線図

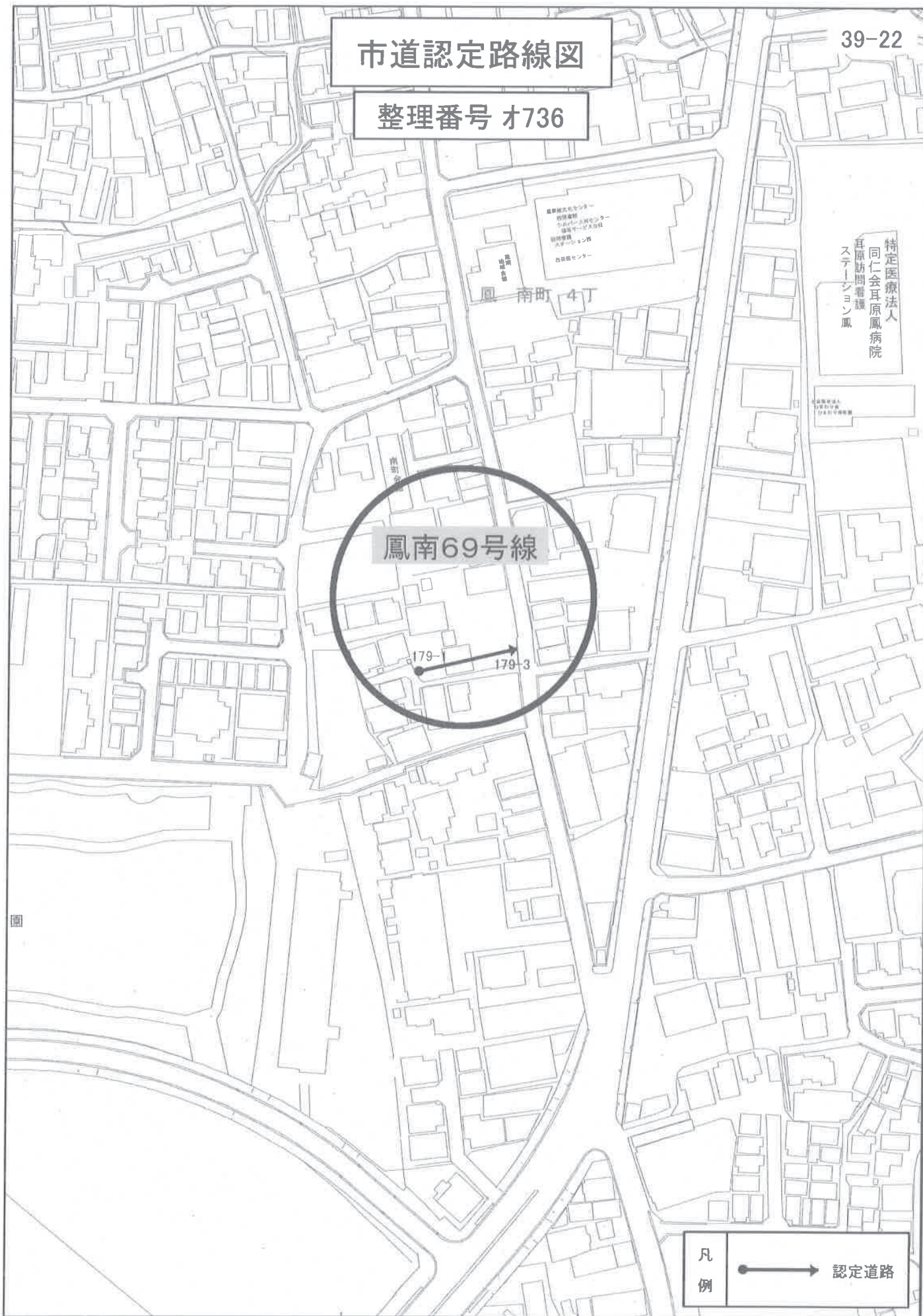
整理番号 ㊦236



市道認定路線図

整理番号 才736

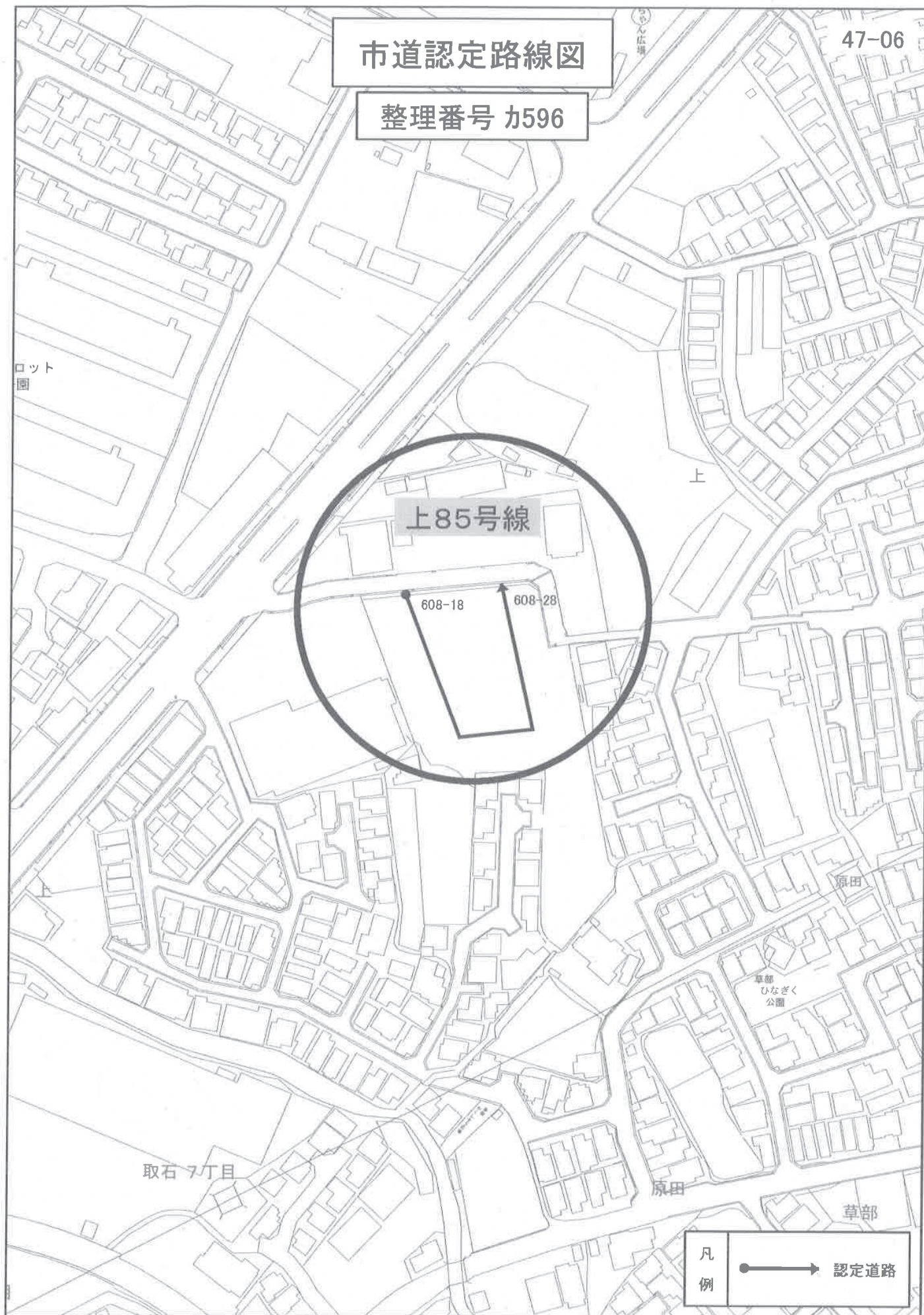
39-22



市道認定路線図

整理番号 カ596

47-06



市道認定路線図

整理番号 ㊦969

47-20

草部

万崎自治会
ミニスポーツ広場

菱木241号線

2248-17 2248-20

万崎
公民館

菱木 1丁

菱木 1丁

社会福祉法人
下しと建設会
下しと事務所

凡
例

●→ 認定道路

市道認定路線図

36-12

整理番号 463

北余部90号線

余部

254-1

248-4

大饗

北余部

凡
例



認定道路

市道認定路線図

36-22

整理番号 464

北余部

市立美原西中学校

市立美原西中学校

市立美原西中学校

北余部91号線

八上公園

326-24

326-16

凡
例



認定道路

市道廃止路線図

04-08

整理番号 7007

松屋大和川緑町2号線

凡
例



廃止道路

市道廃止路線図

整理番号 7008

04-14

松屋大和川緑町3号線

凡
例

←→ 廃止道路

市道廃止路線図

04-08

整理番号 7012

新北島 2丁目

松屋大和川3号線

松屋大和川通 3丁

松屋大和川通 2丁

松屋大和川通 1丁

松屋大和川通 2丁

松屋大和川通 1丁

凡
例



廃止道路

市道廃止路線図

04-13

整理番号 7013

松屋大和川4号線



市道廃止路線図

04-13

整理番号 7014

松屋大和川5号線

松屋大和川通 3丁

市地下水道局
三基下水処理場

108

47

松屋大和川通 1丁

松屋大和川通 3丁

松屋大和川通 2丁

松屋大和川通 1丁

緑町 3丁

緑町 2丁

凡
例

←→ 廃止道路

市道廃止路線図

04-15

整理番号 7019

松屋4号線

凡
例

←→ 廃止道路

市道廃止路線図

整理番号 7057

04-15

南加賀屋 4丁目

松屋10号線

25-15

25-14

外山公園

南島町 5丁目

松屋町 1丁目

南島町 5丁目

南島町 4丁目

南島町 3丁目

高橋法人南島会三宮病院

松屋町 2丁目

松屋町 1丁目

南島町 4丁目

南島町 4丁目

凡例	←→ 廃止道路
----	---------

市道廃止路線図

04-15

整理番号 3031

南島海山1号線

凡
例

←→ 廃止道路

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の 同意について

次のとおり、事業の一部を変更することについて同意する。

1 同意申請者 大阪市北区中之島 3-2-4

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市

2 事業変更の内容

阪神高速道路株式会社が、平成 18 年 3 月 31 日付け国道有第 137 号で許可を受けた後、令和 4 年 3 月 30 日付け国道高第 386 号で変更の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の別紙 3 の一部を別添のとおり変更する。

[根 拠]

道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別添

別紙３の一部を次のように改める。

〔１〕二．（３）①中「以下のように料金調整を行った額を徴収する。」を「ＡＢ間の通行とＣＤ間の通行を１回の通行とみなして、ＡＢ間の利用距離とＣＤ間の利用距離を合算した利用距離に応じて、記〔１〕一並びに二（１）及び（２）又は記〔２〕により算出された料金の額を徴収する。」に改め、同二．（３）①中イ及びロを削る。

〔２〕一．中「平成２９年６月１日以降阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日から令和４年３月３１日までは下表１の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和４年４月１日以降は下表２」を「下表１」に、「平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から令和４年３月３１日までは下表３の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和４年４月１日以降は下表４」を「下表２」に改め、表１及び表３を削り、表２を表１に、表４を表２とし、同二．（１）中「会社」を「阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）」に改める。

〔３〕中一．を削り、「記〔１〕及び〔３〕一」を「記〔１〕」に改め、同二．中「平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から令和４年３月３１日までの間は、下表２の車種区分に応じた料金の額を適用し、令和４年４月１日以降は、下表３」を「下表１」に改め、表２を削り、表３を表１とし、同二．（注）Ａ中「上表２又は上表３」を「上表１」に改め、同二．を同一．とし、同三．（１）中「記〔１〕、〔２〕並びに〔３〕一及び二」を「記〔１〕、〔２〕及び〔３〕一」に改め、同三．（２）中「記〔１〕、〔２〕及び〔３〕一」を「記〔１〕及び〔２〕」に改め、同三．を同二．に、同四．を同三．とする。

〔４〕中「記〔１〕及び〔３〕一」を「記〔１〕」に、「記〔３〕三（１）」を「記〔３〕二（１）」に改め、同一．（２）中「平成２９年６月１日以降会社が別に定める日から令和４年３月３１日までの間は下表１の車種区分に応じた割引後の額を適用し、令和４年４月１日以降は、下表２」を「下表１」に改め、表１を削り、表２を表１とし、同二．を次のように改める。

二． 障害者割引については、以下のとおりとする。

（１）割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日児発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード〔会社との契約に基づきＥＴＣカード〔建設省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したＥＴＣシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕又はＥＴＣパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第３条第１号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるも

のについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行うおうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

(3) 実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

同八.(2)中「平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和4年3月31日まで
の間は記〔3〕二の表2、令和4年4月1日以降は記〔3〕二の表3」を「記〔3〕一の
表1」に改める。

〔5〕二. 中「記〔2〕一並びに〔3〕二、三(2)及び四」を「記〔2〕一並びに〔3〕
一、二(2)及び三」に改める。

大阪府道高速大阪池田線等に関する事業の変更の 同意について

阪神高速道路株式会社が国土交通大臣から道路整備特別措置法による事業許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の別紙３のうち、障害者割引制度における利用要件を緩和することについて、同社より申請があり、当該高速道路の道路管理者として同意するものである。

八田荘村大字家原寺・踞尾村共有地処分について

次のとおり八田荘村大字家原寺・踞尾村共有地を処分する。

1 処分物件の表示

所在地		地目	地積（㎡）		備考
町名	地番		公簿面積	処分面積	
堺市西区家原寺町1丁	134番9	堤	168	168.90	大池の一部

※処分面積は、実測面積の数値である。

2 処分者

踞尾管財委員会

代表者 堺市西区津久野町2丁29番2号 会長 向井 孝顯

家原寺町第1自治会

代表者 堺市西区家原寺町1丁12番16号 会長 阪口 好司

3 処分の相手方

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 代表者 堺市長 永藤 英機

4 処分金額

金 15,268,560 円

5 処分理由

南部大阪都市計画公園事業用地として、堺市の買収に応じるため。

八田荘村大字家原寺・踞尾村共有地処分について

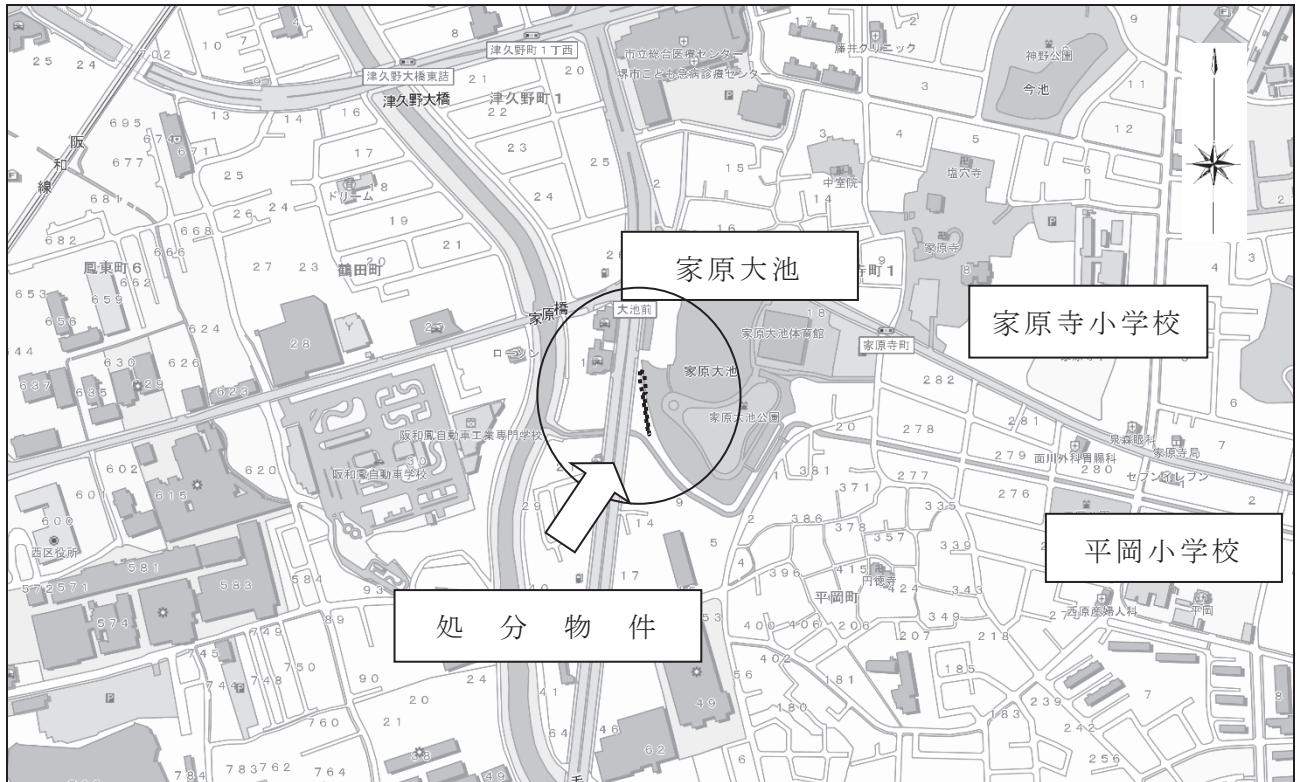
1 処分金配分内訳及び処分金使途計画

自治会名	配分金(円)	使途計画	金額(円)	備 考
踞尾管財委員会	7,634,280	地元公益事業費	6,874,280	
		堺市に対する納付金	760,000	10%相当額
家原寺町第1自治会	7,634,280	地元公益事業費	6,874,280	
		堺市に対する納付金	760,000	10%相当額
計			15,268,560	

2 処分物件所在地付近見取図

別紙のとおり

処分物件所在地付近見取図



損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和4年10月21日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,333,628 円
- 2 損害賠償の相手方 堺市北区金岡町 2557 番
株式会社 LUCUS
代表取締役 今村 正彦

損害賠償の額の決定について

令和4年5月28日(土)午後1時30分ごろ、堺市東区引野町1丁33番7地先の路上において、里道を南方向に走行していた相手方車両が、市道野尻菩提線との交差点を左折するため、側溝蓋の掛かっている側溝上を横断したところ、側溝蓋が跳ね上がり、当該車両の車体下部に接触し、マフラー等を損傷させたものである。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金1,333,628円で合意に至ったものである。

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和4年11月2日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 金 1,719,398 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 堺市中区*****

堺市中区*****
***** |

損害賠償の額の決定について

令和3年2月3日(水)午前10時25分頃、堺市西区上野芝町1丁17番8号先路上において、堺市立津久野中学校教諭が運転する本市車両が府道堺かつらぎ線に進入しようとして発進した際、目視による安全確認を怠ったことにより、走行中の相手方車両の側面に接触し、相手方運転者を負傷させ、相手方車両を損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金1,719,398円で合意に至ったもの。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
32	4. 9. 13	837, 706	堺市堺区*** *****	*****	令和4年4月30日(土) 午前9時ごろ、堺市堺区* ***** *****の周囲の 雨水排水処理が悪く、雨水 が流入。相手方所有の家財 に損害を与えたもの。

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
45	4. 10. 28	27, 612	堺市南区*** *****	*****	令和4年3月8日(火) 午後5時30分ごろ、堺市 南区***** *において、相手方が市 道新檜尾台 121 号線を歩 行中、側溝蓋上を通行し たところ、側溝蓋がずれ 落ちて右足がはまり、負 傷したもの。
39	4. 10. 25	192, 259	堺市中区*** *****	*****	令和4年5月21日(土) 午後1時50分ごろ、堺市 南区逆瀬川 1048 地先にお いて、相手方車両が市道 逆瀬川 1 号線を走行中、 側溝蓋上を通行したとこ ろ、側溝蓋が跳ね上がり、 右サイドステップを損傷 したもの。
44	4. 10. 28	30, 192	堺市西区*** *****	*****	令和4年6月14日(火) 午後4時40分ごろ、堺市 西区***** *において、相手方車両 が市道堀上緑 16 号線を走 行中、対向車を避けるた め側溝側に寄せたところ、 側溝蓋が跳ね上がり、 リアバンパーを損傷した もの。

46	4. 10. 28	362, 769	大阪市生野区* *****	*****	令和4年6月24日(金) 午後4時30分ごろ、堺市 堺区北三国ヶ丘町3丁1- 39地先において、相手方 車両が市道今池三国ヶ丘 線を走行中、街路樹の枝 が落下し、ボンネットな どを損傷したもの。
41	4. 10. 25	120, 450	富田林市中野 町2丁目540-1	株 式 会 社 ランドホープ 代 表 取 締 役 新 谷 剛	令和4年6月24日(金) 午後3時15分ごろ、堺市 南区晴美台2丁34-7地先 において、相手方のトラ ックが府道富田林泉大津 線を走行中、左側に車線 変更し走行したところ、 車道にはみ出した街路樹 の枝に接触し、トラック の左側面上部を損傷した もの。
40	4. 10. 25	22, 440	堺市西区*** *****	*****	令和4年8月5日(金) 午後4時ごろ、堺市西区 *****にお いて、相手方車両が左折 し市道菱木59号線に進入 したところ、水路の鉄蓋 の角に接触し、左後輪タ イヤを損傷したもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
34	4. 10. 21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *****の住宅明渡し 及び住宅使用料 215,380 円並びに住 宅使用料相当損害金	堺市堺区*** *****堺 市営***** *****	亡***** の 相 続 人
36	4. 10. 21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* *****の住 宅明渡し及び住宅使 用料相当損害金	堺市堺区*** *****堺市 営***** ***	亡***** (通称*****) の 相 続 人
37	4. 10. 21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* *****の住 宅明渡し及び住宅使 用料相当損害金	堺市堺区*** *****堺市 営***** ***	亡***** の 相 続 人
35	4. 10. 21	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** *の住宅明渡し及び 住宅使用料 7,578 円 並びに住宅使用料相 当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	亡***** の 相 続 人

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料及び名義人死亡の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和3年12月2日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料215,380円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 令和4年3月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和4年2月27日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 令和4年5月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和4年4月24日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料及び名義人死亡の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和3年12月14日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料7,587円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(スポーツ部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
31	4. 9. 9	大浜体育館解体工事	堺 市 中 区 東 山 56 番地 1	株式会社ハナフサ 代 表 取 締 役 子 畠 山 亮 子	変更前 606, 146, 200 円 (消費税額等 55, 104, 200 円) 変更後 610, 539, 600 円 (消費税額等 55, 503, 600 円)

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
42	4. 10. 26	万崎建替公営 住宅第一期建 設工事 (第 1 工区)	堺 市 堺 区 永 代 町 5 丁 1 番 10 号	木綿麻・麦島・源 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 株 式 会 社 木 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 子 中 東 栄 他 の 構 成 員 株 式 会 社 麦 島 建 設 大 阪 営 業 所 長 司 河 上 憲 司 他 の 構 成 員 株 式 会 社 源 建 設 工 業 代 表 取 締 役 子 中 東 博 子	変更前 2, 166, 315, 855 円 (消費税額等 196, 937, 805 円) 変更後 2, 224, 001, 791 円 (消費税額等 202, 181, 981 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
4,393,400 円 (消費税額等 399,400 円)	杭引き抜き本数 81 本増加	当初、近接する建物等への影響を考慮し杭の一部を存置する計画としていたが、工事着手後、杭の長さが計画より短いことが判明した。このことから近接建物等に対する影響範囲を見直し、杭の引き抜き本数が増加したため、増額となる。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
57,685,936 円 (消費税額等 5,244,176 円)	発生土処理数量等の増加による増額 工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	現場において詳細な調査・検討を行ったところ、現況地盤が、埋戻土に適さない軟弱な土質であることが判明したため、当初予定していた埋戻土としての利用を取り止めた。その結果、発生土の処理数量が増加し、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量及び設計内容に増減が発生した結果、増額となる。 また、国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
43	4. 10. 26	万崎建替公営 住宅第一期建 設工事（第 2 工区）	堺市西区宮 下町 12 番 1 号	堺 土 建 株 式 会 社 代 表 取 締 役 下 川 好 隆	変更前 686,050,200 円 (消費税額等 62,368,200 円) 変更後 697,621,628 円 (消費税額等 63,420,148 円)
47	4. 11. 1	万崎建替公営 住宅第一期建 設工事（第 1 工区）に伴う 給排水衛生設 備工事	大阪市北区 南森町2丁目 4 番 32 号	柳 生 ・ 阪 和 建設工事共同企業体 代 表 構 成 員 柳 生 設 備 株 式 会 社 代 表 取 締 役 福 地 文 雄 他 の 構 成 員 阪 和 水 道 株 式 会 社 代 表 取 締 役 松 本 浩 司	変更前 402,600,000 円 (消費税額等 36,600,000 円) 変更後 404,890,618 円 (消費税額等 36,808,238 円)
33	4. 10. 12	協和町西団地 15 号館建替 住宅建設工事	堺市堺区永 代町5丁1番 10 号	株 式 会 社 綿 麻 建 設 代 表 取 締 役 中 東 栄	変更前 816,750,000 円 (消費税額等 74,250,000 円) 変更後 831,963,000 円 (消費税額等 75,633,000 円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
11,571,428 円 （消費税額等 1,051,948 円）	発生土処理数量等の増加による増額 工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	現場において詳細な調査・検討を行ったところ、現況地盤が、埋戻土に適さない軟弱な土質であることが判明したため、当初予定していた埋戻土としての利用を取り止めた。その結果、発生土の処理数量が増加し、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量及び設計内容に増減が発生した結果、増額となる。 また、国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。
2,290,618 円 （消費税額等 208,238 円）	各住戸の給排気管等のルート見直しに伴う減額 工事請負契約書第 24 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額	当初設計では、各住戸の給排気管を廊下側で延長していたが、工事着手後、受注者が現場において詳細な検討を行い、配置を見直すことにより延長は不要となった。その結果、給排気管の延長の取りやめにより、減額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が発生した結果、増額となる。 また、国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 24 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。
15,213,000 円 （消費税額等 1,383,000 円）	令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。

**令和 4 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 1）**

令和 4 年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-22-0075

